

平成 27 年 5 月 5 日

指導者各位

和歌山陸上競技協会におけるリレーユニフォームについて

一般財団法人和歌山陸上競技協会
競技運営委員会

日本陸連ルールブック

第 143 条 服装、競技用靴、ナンバーカード（ビブス）

服 装

1. 競技者は清潔で、不快に思われぬようにデザインされ仕立てられた服装を着用しなければならない。その布地は濡れてもすきとおらないものでなければならない。また、審判員の判定を妨げるような服装を着用してはならない。

〔国内〕全国的な競技会でのリレー競走においては、チームの出場者は同一のユニフォームを着用する。

*日本陸連の国内ルールに基づき本協会でも「同一のユニフォームとする」ことを申し合わせました。

現在も原則として「同一ユニフォーム」で指導していましたが、徹底されていなかったため下記のように決定しましたのでご連絡します。

実施期日

平成27年7月10日(金)～12日(日)の和歌山県選手権から徹底します。

申し合わせ事項

- ① 5月～7月までの大会、記録会等では指導期間とします。
- ② 同一ユニフォームとは

メーカーなどではユニフォームの形や色など年によって異なることやライン等が若干違うことはありますが、大きく異なることがなければよいとします。

あきらかに色の違うものやユニフォームが学年等で異なるものの混合はだめです。

※まぎらわしいものは下記の通りとする

ア：ユニフォームにスパッツとランパンとあるが、同じと見なします。

イ：女子でセパレートタイプと従来のタイプとあるが、同じと見なします。

ウ：ランパン下のスパッツの扱については、小・中学生は下着としてはいていることが多くユニフォームとしての扱いではない。従って、ランニングパンツが揃っていればよい。

以上 ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

注意：年度当初の大会に揃えるのは難しいと思われますが、今後この申し合わせ事項に準じて大会運営を行いますので、事前の対応をお願いします。